

岐阜県教職員組合 図書館司書部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年7月27日 15:30~

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 終了（16：30）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合図書館司書部（令和 2 年 7 月 27 日）

要 望 事 項	回 答
1	<p>学校司書の定員および配置について、以下のことを要望します。 学校図書館法第 6 条をふまえ、すべての高等学校・特別支援学校に学校司書を配置してください。</p>
ア	<p>4 4 1 人以上の正規司書未配置校については、早期に正規の司書を配置してください。</p> <p>学校司書定数を有する所属にあつては、原則、正職員配置としているが、現状において、職員の居住地や子育て、介護などの家庭環境に配慮した結果、正職員が配置できていない所属が複数校で生じ、代替として、地方公務員法で規定する臨時的任用職員（臨時主事：司書有資格者）配置することで、学校図書館の機能維持に努めているところです。</p> <p>少子化に伴い、学校規模の縮小が見込まれる現状において、県立学校を対象とした正規図書司書の採用は困難な状況であり、知事部局（県図書館等）も含めた司書職員全体の中で、必要な配置を検討していきます。</p>
イ	<p>4 4 1 人未満の小規模校に対しても、今後公費の常勤司書を配置してください。</p> <p>生徒数が 4 4 1 人に満たない学校への常勤司書の配置については、困難です。</p>
ウ	<p>生徒の定数減によって 4 4 1 人未満となった場合、現職の学校司書の引き上げをしないでください。</p> <p>生徒数減により、4 4 1 人未満となった場合、常勤司書の継続配置は困難ですが、昨年度（H31.3）、定年退職となった司書職員が、再任用短時間勤務職員として、司書配置定数が減となった県立学校に勤務する事例も生じており、今後、司書退職時の再就業先の選択肢として、提案するなどにより、学校図書室の機能維持を図っていきたいと考えています。</p>